

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所2号機工事計画）（39）
2. 日 時：令和2年12月18日 13時30分～16時30分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

止野上席安全審査官、植木主任安全審査官、片桐主任安全審査官、
皆川主任安全審査官、土居安全審査専門職、服部安全審査専門職、
山浦技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

堀野技術参与

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 課長、他2名

原子力本部 原子力部 部長、他7名※

5. 要 旨

（1）東北電力株式会社から、女川原子力発電所2号機の工事計画補正申請のうち、強度計算の基本方針等について、提出資料に基づき説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘等を行うとともに、今後、説明内容について引き続き確認することとした。

【基本設計方針に関する説明資料【第17条 材料及び構造】【第55条 材料及び構造】】

○ 新検査制度施行に伴い変更している主要な耐圧部の溶接部の耐圧試験について、基本設計方針の内容を整理して説明すること。

【VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要】

○ 今回の設工認において、クラスアップ又は改造している機器の範囲を整理して説明すること。

【VI-3-1-3 クラス2機器の強度計算の基本方針】

○ 設計・建設規格と告示第501号の比較による適用規格の選定につい

て、許容応力に加えて評価式の観点からも選定方法を整理して説明すること。

【補足－７００－７ 【重大事故等クラス２容器のうち、だ円形マンホールの厚さ計算に適用する評価手法の妥当性について】】

- 非常用ディーゼル発電設備の空気だめ等のだ円形マンホールが座屈しないことを、整理して説明すること。
- だ円形マンホールの強度計算に適用するとしている「JIS B 8201 陸用鋼製ボイラー構造」について、形状がだ円形の平板に適用できることを整理して説明すること。

(3) 東北電力株式会社から、(2) について了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」(令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料)に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1) 基本設計方針に関する説明資料【第17条 材料及び構造】【第55条 材料及び構造】(O2-E-D-01-0062__改0)
- (2) VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要(O2-E-B-20-0004__改0)
- (3) 先行審査プラントの記載との比較表(VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要)(O2-E-B-20-0005__改0)
- (4) 補足－７００－１ 【強度に関する説明書における適用規格の整理】(O2-補-E-20-0700-1__改1)
- (5) 補足－７００－２ 【強度評価対象弁の選定について】(O2-補-E-20-0700-2__改0)(令和2年6月18日提出資料)
- (6) VI-3-1-2 クラス1機器の強度計算の基本方針(O2-E-B-20-0006__改0)
- (7) 先行審査プラントの記載との比較表(VI-3-1-2 クラス1機器の強度計算の基本方針)(O2-E-B-20-0007__改0)
- (8) VI-3-1-3 クラス2機器の強度計算の基本方針(O2-E-B-20-0008__改0)

- (9) 先行審査プラントの記載との比較表 (VI-3-1-3 クラス2機器の強度計算の基本方針) (O2-E-B-20-0009__改0)
- (10) VI-3-1-4 クラス3機器の強度計算の基本方針 (O2-E-B-20-0010__改0)
- (11) 先行審査プラントの記載との比較表 (VI-3-1-4 クラス3機器の強度計算の基本方針) (O2-E-B-20-0011__改0)
- (12) 補足-700-3 【技術基準規則第17条と高圧ガス保安法及び消防法の規定の比較】 (O2-補-E-20-0700-3__改0) (令和2年6月18日提出資料)
- (13) VI-3-1-5 重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物の強度計算の基本方針 (O2-E-B-20-0012__改0)
- (14) 先行審査プラントの記載との比較表 (VI-3-1-5 重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物の強度計算の基本方針) (O2-E-B-20-0013__改0)
- (15) 補足-700-4 【重大事故等クラス2機器に用いられるクラス1機器の事故時の強度評価について】 (O2-補-E-20-0700-4__改1)
- (16) 先行審査プラントの記載との比較表 (補足-700-4 重大事故等クラス2機器に用いられるクラス1機器の事故時の強度評価について) (O2-補-E-20-0003__改0)
- (17) 補足-700-5 【重大事故等クラス2管の疲労評価について】 (O2-補-E-20-0700-5__改0) (令和2年6月18日提出資料)
- (18) 補足-700-6 【重大事故等クラス2機器におけるクラス2機器の規定によらない場合の評価】 (O2-補-E-20-0700-6__改1)
- (19) 先行審査プラントの記載との比較表 (補足-700-6 重大事故等クラス2機器におけるクラス2機器の規定によらない場合の評価) (O2-補-E-20-0005__改0)
- (20) 補足-700-7 【重大事故等クラス2容器のうち、だ円形マンホールの厚さ計算に適用する評価手法の妥当性について】 (O2-補-E-20-0700-7__改0) (令和2年6月18日提出資料)
- (21) 補足-700-8 【容器の平板の穴の補強計算について】 (O2-補-E-20-0700-8__改0) (令和2年6月18日提出資料)
- (22) VI-3-1-6 重大事故等クラス3機器の強度評価の基本方針 (O2-E-B-20-0014__改0)
- (23) 先行審査プラントの記載との比較表 (VI-3-1-6 重大事故等クラス3機器の強度評価の基本方針) (O2-E-B-20-0015__改0)

- (24) 補足-700-9 【重大事故等クラス3機器の強度評価における耐圧試験を用いた裕度の考え方について】(O2-補-E-20-0700-9__改1)
- (25) VI-3-1-7 原子炉格納容器の強度計算の基本方針(O2-工-B-20-0016__改0)
- (26) 先行審査プラントの記載との比較表(VI-3-1-7 原子炉格納容器の強度計算の基本方針)(O2-工-B-20-0017__改0)

以上